

令和 6 年 第 1 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 6 年 1 月 19 日 開催

雫石町農業委員会

令和6年第1回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年1月19日(金) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡森 喜与一
2 番 山本 長栄
4 番 新田 善男
6 番 細川 仁
7 番 堂屋 剛
8 番 木村 正美
10 番 八丁野 よし子
11 番 坂下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫 石 藤村 博志
雫 石 福崎 公博
雫 石 徳田 雅博
御 所 吉田 光彦
御 所 米澤 晃
御 所 川口 英敏
御 所 細川 健一
西 山 高橋 浩之
西 山 柿木 一明
西 山 山田 裕明
西 山 松本 光正
御明神 伊藤 庄一
御明神 南野 久晃
御明神 木村 久雄
御明神 夷森 和人
御明神 砂壁 純也

4 欠席した委員

農業委員 3 番 松ノ木 睦男 5 番 舛澤 誠一 9 番 山崎 忍
推進委員

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第3号 農地の現状変更完了に関する届出について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第4号 適用外証明願に対する可否決定について
議案第5号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に
対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 係長 高橋 恵 主任 四ツ家 広衣

開会時間 午後2時00分

議長 ただいまから、令和6年第1回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員8名、推進委員16名、計24名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (資料に基づき説明)

議長 事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には10番、八丁野 よし子委員 11番、坂下千枝子委員、書記には事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名いたします。
次に報告第1号～第3号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋係長 報告第1号～3号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」表のとおり7件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」表のとおり5件提出がありました。

解約の理由は、賃借人の労働力不足のためです。

報告第3号「農地の現状変更に関する工事完了について」1件提出がありました。

番号1 届出人 ○○ 田3筆、面積計、4,130㎡、

変更の目的及び理由は、畦畔を除去し、作業区画を整備することで作業効率をよくするためです。

場所は参考資料にあります『現状変更完了：○○』となっているところで、位置は○○側に隣接する○○に約○○m離れたところに位置する場所です。

現地を確認したところ、現在は雪一面で、畦畔の除去を確認できませんでしたが、工事完了届出に添付されていた写真には畦畔が取られ1枚の大きな圃場となっており、適切に保全管理されていることから問題ないものと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 事務局から報告がありました。これに質問などございますか。

委員 (なし)

議長 なければ報告第1号～第3号を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長 議案第1号について説明いたします。

番号1 ○○、畑1筆、面積2,594㎡、3条使用貸借。

譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲渡人が離農することから、使用貸借するものです。契約期間は5年。

場所は、参考資料にあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○から○○の場所になります。

番号2 ○○、畑1筆、面積827㎡、3条無償移転。

譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲渡人が離農することから、贈与するものです。

場所は参考資料にあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○から○○の場所になります。

番号3 ○○、田1筆、面積1,172㎡、3条使用貸借。

譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲受人が新規就農することから、家族と使用貸借するものです。契約期間は5年。

場所は参考資料にあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○から○○へ約○○m向かった場所になります。

番号4 ○○、田3筆、面積7,981㎡、3条貸貸借。

譲渡人 ○○、譲受人 株式会社○○ 代表取締役 ○○。

申請事由は、個人から法人になるため、法人による新規就農することから、貸貸借するものです。契約期間は5年。

場所は参考資料にあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○から○○へ約○○m向かった場所になります。

いずれの案件も総会資料に添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を4番 新田委員にお願いします。

4番 新田委員 4番、新田です。1月15日に私、夷森推進委員、2班2名と事務局で現地を確認して来ました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料のとおり、積雪により詳細までは確認できませんでしたが、昨年まで水稻を作付けされていたとのことで、貸貸借後も引き続き水稻を作付けする計画であることから問題ないと思われま

す。

番号2について報告いたします。
こちらは積雪により現地まで確認に行けませんでした。参考資料の航空写真と事務局の説明により確認し、番号1と同様に今年まで水稻の作付けがされていたとのことで、贈与後も引き続き水稻を作付けする計画であることから、問題ないと思われま

す。

番号3について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料のとおり、リンドウが作付けされていた状態であり、新規就農を理由に使用貸借を行います。家族が営農に関して応援するという予定であり問題ないと思われま

す。

番号4について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料のとおり、雪一面ではありましたが田であり、貸貸借後は法人として新規就農する予定であり問題ないものと思われま

す。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。はい、8番木村委員。

8番 木村委員 8番木村です。1、2番の松本さんの部分で、経営面積(261a)と土地面積に誤差があり、数字が合わないのはどうしてなのか、離農するのであれば全部やるのか教えていただきたいです。

高橋係長 もしかしたら、読み間違いをしたのかもしれませんが、1番に関しては、2,594㎡、2番に関しては、827㎡、になります。

それぞれの面積で作付けする予定となっております。経営面積は、今の面積になりますので足した分になります。

本当は、松本さんは相続して山梨にいますが離農されていて、減らすためにまだ農地は残っている分があるので、おいおい全部無くしたいようです。

8 番 木村委員 ここは全部ではなく、一部まだ農地が残っているということですね。
261 と 259 と 827 を足して合わせた数で間違いないということによろしいですね。

高橋 係長 はい、そのとおりです。所有農地は足した分になります。

8 番 木村委員 わかりました。

議 長 他にございませんか。
なければ、質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、原案を可
とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委 員 『全員挙手』

議 長 全員挙手ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。
次に議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による、許可申請に対する意見決
定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長 議案第 2 号について説明いたします。
番号 1 ○○ 畑 1 筆、面積 938 m²、使用貸借、
貸付人 ○○、借受人 ○○、転用目的 農家住宅。
転用理由は、家族共に住むための住宅新築。工期は、令和 6 年 2 月から令和 6 年
8 月までで、契約期間は永年、工費総額 19,800,000 円。
場所は参考資料にあります『5 条：○○・○○』となっているところで、○○か
ら○○へ向かった場所になります。
また、参考資料に記載されています通路スペースは、現在、地目は畑ですが、す
でに使用しておりますのでこちらは始末書を提出されております。
申請農地は 10 ヘクタール以上の一団の農地であることから第 1 種農地に区分
されますが、住宅等で集落接続して設置されることから、例外規定に該当すると
判断されますので、農地転用許可基準を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を、4 番 新田委員に
お願いします。

4 番 新田委員 番号 1 について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料のとおり雪一面でありましたが、申請箇所に
測量の跡が見られました。
なお、事前着工はありませんでした。農地区分等は事務局の説明のとおりであ
り、転用後に周辺農地に与える影響も少ないものと判断して参りました。
以上で報告を終わります。

- 議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。8番、木村委員。
- 8番 木村委員 はい、8番木村です。もう少し詳しく教えていただきたいです。
〇〇さんは現在、〇〇に住んでいるということですが、家ができれば〇〇さんと一緒に暮らすということですか。
- 四ツ家主任 〇〇さんは先に住宅を作ってすぐには住まず、数年かけて今の勤め先のかたをつけて農地を引き継ぐために越してくるということでございます。
- 議長 ほかにございませんか。
- 委員 (なし)
- 議長 なければ、これで質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。
- 委員 『全員挙手』
- 議長 全員挙手ですので、議案第2号のは、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 高橋係長 議案第3号について説明いたします。
はじめに売買による所有権移転について説明いたします。
番号1 〇〇 畑1筆、面積1,963㎡、
譲渡人 〇〇、 譲受人 〇〇、総額200,000円です。

次に、貸し借りによる利用権設定について説明いたします。
番号1 〇〇 田3筆、面積計4,080㎡、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間5年。
本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
- 議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。
- 委員 (なし)
- 議長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長 議案第4号について説明いたします。
番号1 ○○ 田1筆、面積483㎡、所有者は○○です。
非農地の事由は、平成8年頃に農業用施設として堆肥舎を建築。その後堆肥舎としては使用されなくなり、平成12年には保存冷蔵庫等を増築し、現在に至っています。
場所は参考資料にあります『適用外：○○』となっているところです。

番号2 ○○ 畑1筆、面積1,073㎡、所有者は○○です。
非農地の事由は、昭和55年頃に隣接する宅地に親戚が住宅建築した際に盛土しさらに合併浄化槽を敷設し、現在に至っています。
場所は参考資料にあります『適用外：○○』となっているところです。

番号3 ○○ 畑1筆、面積51㎡、所有者は○○です。
非農地の事由は、平成10年頃に隣接する宅地にある土蔵に農業用資材置き場を増設する際に、申請地にまたがって建築し現在に至っています。
場所は参考資料にあります『適用外：○○』となっているところです。
以上説明いたしました案件にかかる現地確認書を添えておりますが、どの案件も非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することは問題ないと考えます。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を夷森推進委員にお願いいたします。

夷森推進委員 はい、御明神地区の夷森です。
番号1について報告いたします。
現地を確認したところ、農作業小屋として使われ宅地と一体的になっている状態でした。
番号2について報告いたします。
現地を確認したところ、盛土され傾斜がある状態で作物を耕作するには不向きな状態でした。
番号3について報告いたします。
現地を確認したところ、農作業小屋として使われ宅地と一体的になっている状態

でした。

どの案件も現在の状況となってから 20 年以上経過していることから適用外も止むを得ないと判断されます。

以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。
次に議案第 5 号農地法第 30 条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第 5 号について説明いたします。

本案は、昨年 6 月から 7 月にかけて実施した農地利用状況調査及び農地有効利用検討会において図面や写真等を再確認し 3 名以上の農業委員、推進委員で「非農地」として判定した農地の非農地判断の可否をお諮りするものです。

利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、土地の登記地目と筆数、所有者名をご説明いたします。

番号 1	田 2 筆、所有者	〇〇
番号 2	畑 1 筆、所有者	〇〇
番号 3	畑 1 筆、所有者	〇〇
番号 4	田 2 筆、所有者	〇〇
番号 5	畑 1 筆、所有者	〇〇

以上 5 件、計 7 筆について、農地の状況は議案書の調査内容に記載のとおり
の状況であったため、利用状況調査班によって非農地と判定したものです。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見
ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議事は、すべて終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会
といたします。大変、お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時45分

以上が令和6年1月19日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総
会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 6 年 1 月 19 日 開催

議長 会長

議事録署名人 10番

11番
